社の増進に寄与している。

5．子ども会を育てよう

地域の子どもたちに遊びの集団をつくり児童の社らせ、そのグループ活動により児童の会性や活動能力を高め児童の不良化防止、事故防止にも役立てさせるため、県では、子ども会の組織化を指導している。

そのため県では、子ども会育成連絡協議会を設け、次の事業を実施している。

一、未組織地域に対する子ども会の普及啓蒙

二、子ども会指導者の研修

三、子ども会会報の作成配布

6．県民ぐるみの青少年育成をすすめよう

青少年育成県民会議の結成

国は、青少年の育成を、全国的な国民運動として推進するため、昨年来、検討を加えていたが、さる五月二七日、青少年育成国民会議が結成され、あらゆる階層網羅した民間運動としてスタートした。

これに対応して、県でも、青少年育成県民運動を県民の総意による運動として展開するため、すでに県青少年問題協議会で数次にわたり検討して来たが近く、発起人会等が開かれることになり、今秋中には青少年育成県民会議が結成される運びとなっている。

この運動は、従来の各種の青少年育成運動をより効果的に推進するため、青少年自身の参加を得て、県民の日常生活に直結したものにしていこうというもので、さしあたり、本年度は、啓蒙に重点をおき、重点目標として

①青少年の自覚をたかめること

②青少年団体、グループ等を育成すること

③職場における青少年の教育、福祉をたかめること

④健全な家庭づくりをすすめること

⑤青少年のための体育、レクレーション、健全な遊びなどをすすめること

⑥青少年の非行防止をすすめること

⑦青少年の事故防止をすすめること。の項目をあげている。

母子福祉対策

1．母子世帯の実情

母子福祉法の対象となる県下の母子世帯は一三、八六八世帯（昭和四〇年一〇月一日現在、県未亡人団体協議会調査）で、五年前の調査と比べると数の上では殆んど変っていないが、最近の母子世帯の傾向としては、生別母子世帯が増加しつつあること、死別では事故死が増加していることなどがあげられる。一方所得水準は依然として低く約六〇％の世帯が月一万五千円未満の収入となっており、一家の支柱である夫を失なった母子家庭のお母さん達にとって、その生活の苦労が如何に大であるか推察される。これらの母子家庭が自ら立ち上り、生活を切り開いて行くためには、社会の温い理解と援助が必要であろう。

母子家庭のよき相談相手として

2．児童扶養手当制度

現在母子福祉対策としては、母子家庭の経済援助の施策として児童扶養手当と母子福祉資金の貸付制度がある。児童扶養手当は義務教育修了前の児童に対し月一、二〇〇円（子二人一、九〇〇円、子三人以上一人につき四〇〇円加算、更に昭和四二年一月からはそれぞれ二〇〇円引上げられる。）が支給されているが八月末現在受給者は五、五七六人で、対象となっている児童数は一〇、二六四人である。

3．母子福祉資金貸付制度

母子福祉資金は母子家庭に貸付けられるもので、現在事業開始資金、事業継続資金のほか母子家庭の児童のための修学資金、就学支度資金及び修業資金さらには母子家庭の母が知識技能を習得するための技能習得資金、生活資金その他住宅資金、転宅資金、就職支度資金など一〇種類の資金を無利子又は低れんな利率で貸付けている。昭和二八年の制度発足当初から昭和四〇年度までの貸付件数は約一万九千件で貸付額は四億一千万円にのぼっており、本年度は四千三百万円を貸付ける予定である。

4．母子相談員

母子対策は単に経済的な援助のみでは解決できるものではなく、母子家庭のうけている打撃を少しでも軽減してやり母子家庭の母としての責任遂行を容易にするような方策を講ずることも必要である。この意味において母子家庭の相談相手として母子相談員を県下に一七名配置し母子家庭の身上相談、生活指導に当らせている。

5．その他の援護措置

母子福祉法には母子家庭又は母子福祉団体から公共的施設内で売店等の設置の申請があった場合の優先許可、第二種公営住宅建設にあたって一定戸数を母子世帯向住宅として確保すること、専売公社がたばこ小売人指定にあたって母子家庭に特別の考慮をはらうべきこと等が規定されており、逐年成果を収めつつある。

生活保護の現況と推移

保護の概況

本県における保護状況は、昭和四一年七月現在二〇、九九四世帯の五二、一六四人で、その保護率は人口一、〇〇〇人に対し二九・四六人であって全国平均保護一五・九〇‰（昭四一年四月現在）に対し一三・五六‰も上廻り、北九州市（六五・〇七‰）、福岡（五六・八一‰）、高知（四二・八五‰）、長崎（三五・四六‰）、鹿児島（三一・二二‰）の各県に次いで第六位の高保護率である。

被保護人員の推移をみるに、全国的には昭和三〇年以降急速に減少し三四年から概ね横這い状況であるが、本県の場合はこれと全く逆に三二年に若干の減少をみた以外逐年増加の一途を辿り、特に三七年から三八年にかけてはその上昇率が顕著である。しかし三八年一二月（被保護人員六〇、七四三人保護率三二・七二‰）をピークとしてそれ以来微減傾向を呈しつつある。（表1参照）

医療扶助の状況

昭和四〇年度の生活保護費のうち、医療扶助の占める割合は六〇％で約二四億六千百万円の多額を占め、医療扶助人員は月平均一九、三〇三人が医療扶助をう

表1　生活保護適用状況

区分	全国 世帯 実世帯	全国 世帯 指数	全国 人員 実人員	全国 人員 指数	全国 保護率（人員）	熊本県 世帯 実世帯	熊本県 世帯 指数	熊本県 人員 実人員	熊本県 人員 指数	熊本県 保護率（人員）
					‰					‰
30年度	661,035	108.1	1,929,408	118.5	21.60	15,800	90.2	45,842	92.5	24.94
31	618,301	101.1	1,775,970	109.1	19.70	15,870	90.6	46,094	93.0	24.45
32	576,708	94.3	1,623,744	99.8	17.80	15,548	88.7	45,387	91.6	23.90
33	591,907	96.8	1,627,571	100.0	17.70	16,105	91.9	46,733	94.3	24.65
34	613,532	100.3	1,669,180	102.6	18.00	17,007	97.1	49,047	99.0	25.63
35	**611,456**	**100.0**	**1,627,508**	**100.0**	**17.40**	**17,520**	**100.0**	**49,551**	**100.0**	**26.55**
36	612,666	100.2	1,643,444	101.0	17.40	17,941	102.4	51,668	104.3	27.84
37	624,012	102.1	1,674,001	102.9	17.60	19,020	108.6	55,262	111.5	29.77
38	649,073	106.2	1,744,639	107.2	18.10	20,669	118.0	59,577	120.2	32.10
39	641,869	104.1	1,674,661	102.9	17.20	20,662	117.9	56,895	114.8	30.65
40	643,905	105.3	1,598,821	98.2	16.30	20,853	119.0	54,203	109.4	29.91
41年7月	650,817	106.4	1,573,950	96.7	15.90	20,994	119.8	52,164	105.3	29.46

区分	市部 世帯 実世帯	市部 世帯 指数	市部 人員 実人員	市部 人員 指数	市部 保護率（人員）	郡部 世帯 実世帯	郡部 世帯 指数	郡部 人員 実人員	郡部 人員 指数	郡部 保護率（人員）
					‰				%	‰
30年度	6,770	76.3	18,791	76.7	25.86	9,030	104.4	27,051	108.0	23.03
31	6,966	78.5	19,526	79.7	25.84	8,904	103.0	26,568	106.1	23.54
32	7,062	79.6	20,065	81.9	25.80	8,486	98.1	25,321	101.1	22.62
33	7,826	88.2	22,363	91.3	27.25	8,279	95.8	24,370	97.3	23.23
34	8,530	96.1	24,120	98.4	27.75	8,477	98.0	24,927	99.5	23.86
35	**8,874**	**100.0**	**24,504**	**100.0**	**28.29**	**8,646**	**100.0**	**25,046**	**100.0**	**24.51**
36	9,221	103.9	25,845	105.5	29.86	8,720	100.9	25,823	103.1	26.06
37	9,910	111.7	28,084	114.6	32.45	9,110	105.4	27,178	108.5	27.43
38	11,051	124.5	30,913	126.2	35.72	9,618	111.2	28,664	114.4	28.93
39	11,222	126.5	30,027	122.5	34.70	9,440	109.2	26,868	107.3	27.12
40	11,316	127.5	28,674	117.0	32.99	9,537	110.3	25,529	101.9	27.11
41年7月	11,419	128.7	27,947	114.0	32.01	9,575	110.7	24,217	96.7	26.98

注　全口分41年7月欄には41年7月分を記入した。